令和３年３月 31 日

令和３年度宮内庁調達改善計画

１　調達改善計画の目的

宮内庁では，これまでも「公共調達の適正化」等の観点から，随意契約の見直しを行い，やむを得ない場合を除き，競争入札，企画競争，公募等の競争性のある契約方式への移行等を進めてきたところであるが，「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年４月５日行政改革推進本部決定）及び「令和３年度調達改善計画の策定要領」（令和３年２月１０日付 閣副第１８９号 内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき，調達する財・サービスの特性を踏まえ，ＰＤＣＡサイクルにより，透明性・外部性を確保しつつ，自律的かつ継続的に調達改善に取り組むため，令和３年度宮内庁調達改善計画を以下のとおり定める。

２　調達の現状分析

令和元年度の宮内庁（地方支分部局，施設等機関含む。）における少額随意契約を除く契約実績は，契約件数４４２件，契約金額約１８，８７５百万円であった。

契約種別では，競争性のある契約が３４３件（77.6%），約１７，７９２百万円（94.3%），競争性のない契約が９９件（22.4%），約１，０９３百万円（5.8%）となっている。

前年度（平成 30 年度）においては，競争性のある契約が３６９件（81.8%），約５，５４０百万円（81.9%），競争性のない随意契約が８２件（18.2%），約１，２２６百万円（18.1%）であったため，競争性のある契約の割合を令和元年度と比較すると，契約件数は約４％減，契約金額は約１２％増であったことから，競争性の高い調達が実現できたと考える。（表１）

表１　令和元年度宮内庁における調達の契約種別　（単位:件, 百万円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約※３	290	65.6%	15,293	81.0%
	企画競争による随意契約	4	0.9%	147	0.8%
	公募による随意契約	29	6.6%	515	2.7%
	不落・不調による随意契約	20	4.5%	1,837	9.7%
	小計	343	77.6%	17,792	94.3%
競争性のない契約		99	22.4%	1,093	5.8%
合計		442	100%	18,875	100%

※１　令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

※２　金額及び割合については，それぞれ単位未満四捨五入しているため，合計において一致しない場合がある。

※３　競争契約とは，一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表２及び４について同じ。

次に，応札状況については，調達改善の取組みにより，競争入札において２者以上の応札を実現した案件も複数あるが，例年実施している調達案件については，公表している契約金額では受注できないと判断する事業者があり，応札者の増加が困難な状況もある。

前年度との比較では，競争入札における契約金額に占める１者応札及び２者以上の割合は，若干の改善傾向が認められるが，上述のとおり改善されていない案件もあることから，引き続き，新規応札者候補者への入札案内を積極的に取組むこととしたい。（表２）

表２　令和元年度宮内庁における調達の応札状況　（単位：件，百万円）

	１者		２者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	34	367	256	14,926	290	15,293
割合	11.7%	2.4%	88.3%	97.6%	100%	100%
企画競争による随意契約	－	－	4	147	4	147
割合	－	－	100%	100%	100%	100%
公募による随意契約	29	515	－	－	29	515
割合	100%	100%	－	－	100%	100%

※１　令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

※２　金額及び割合については，それぞれ小数点第２位を未満四捨五入しているため，合計において一致しない場合がある。

次に，調達経費の内訳については，公共工事等の契約件数の比較では，前年度と同様に本庁と地方支分部局等に大差はなかった。

１者応札となった案件は，医療機器や機械設備等の保守業務などの，契約履行能力及び受注実績を求めるもの，又契約自体は軽作業や洗濯など一般的な業務であるが，例年発注している調達案件であることから，公表している契約金額の実績額から事業者側において純利益が見通せないものが傾向として見受けられた。当該案件を含め，１者応札案件については，仕様要件の見直しや新規事業者への入札案内を積極的に取組むこととしたい。（表３），（表４）

表３　令和元年度宮内庁における調達経費の内訳　（単位：件，百万円）

		本庁		地方支分部局等		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事（造園以外）（A）	58	13,411	23	1,132	81	14,543
	割合（A/J）	18.4%	78.7%	18.1%	61.4%	18.3%	77.0%
	公共工事（造園）（B）	31	395	47	351	78	746
	割合（B/J）	9.8%	2.3%	37.0%	19.0%	17.6%	3.9%
	公共工事に係る調査及び設計業務等（C）	8	88	7	36	15	124
	割合（C/J）	2.5%	0.5%	5.5%	1.9%	3.4%	0.7%
	小計	97	13,895	77	1,518	174	15,412
物品役務等	情報システム（D）	9	549	－	－	9	549
	割合（D/J）	2.9%	3.2%	－	－	2.0%	2.9%
	機械設備点検保守（E）	8	187	7	17	15	204
	割合（E/J）	2.5%	1.1%	5.5%	0.9%	3.4%	1.1%
	清掃（F）	10	37	3	6	13	42
	割合（F/J）	3.2%	0.2%	2.4%	0.3%	2.9%	0.2%
	電力（G）	2	147	1	19	3	166
	割合（G/J）	0.6%	0.9%	0.8%	1.0%	0.7%	0.9%
	ガス（H）	2	38	2	5	4	43
	割合（H/J）	0.6%	0.2%	1.6%	0.3%	0.9%	0.2%
	その他（I）	187	2,188	37	279	224	2,467
	割合（I/J）	59.4%	12.8%	29.1%	15.1%	50.7%	13.1%
	小計	218	3,146	50	325	268	3,472
	合計（J）	315	17,041	127	1,843	442	18,884

※１　令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

※２　金額及び割合については，それぞれ小数点第２位を未満四捨五入しているため，合計において一致しない場合がある。

表４　令和元年度宮内庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳（本庁・地方別）

（単位：件，百万円）

		本庁		地方支分部局等		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事（造園以外）（A）	3	55	1	1	4	56
	割合（A/J）	11.5%	17.0%	12.5%	2.0%	11.8%	15.1%
	公共工事（造園）（B）	4	20	－	－	4	20
	割合（B/J）	15.4%	6.1%	－	－	11.8%	5.3%
	公共工事に係る調査及び設計業務等（C）	1	9	－	－	1	9
	割合（C/J）	3.8%	2.7%	－	－	2.9%	2.4%
	小計	8	83	1	1	9	84
物品役務等	情報システム（D）	1	44	－	－	1	44
	割合（D/J）	3.8%	13.7%	－	－	2.9%	12.0%
	機械設備点検保守（E）	－	－	3	5	3	5
	割合（E/J）	－	－	37.5%	11.7%	8.8%	1.4%
	清掃（F）	3	4	－	－	3	4
	割合（F/J）	11.5%	1.3%	－	－	8.8%	1.1%
	電力（G）	－	－	－	－	－	－
	割合（G/J）	－	－	－	－	－	－
	ガス（H）	－	－	－	－	－	－
	割合（H/J）	－	－	－	－	－	－
	その他（I）	14	191	4	39	18	230
	割合（I/J）	53.8%	59.3%	50.0%	86.3%	52.9%	62.6%
	小計	18	239	7	44	25	283
	合計（J）	26	322	8	45	34	367

※１　令和元年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

※２　金額及び割合については，それぞれ小数点第２位を未満四捨五入しているため，合計において一致しない場合がある。

３　調達改善計画の自己評価の実施方法

上半期終了時点，並びに，下半期終了時点における計画の達成状況，調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。

なお，自己評価においては，宮内庁契約監視委員会委員長に意見を求めるとともに，内部監査の事後検証を必要に応じて活用し，評価の精度を高める。

4　調達改善の推進体制

⑴　庁内推進体制

「宮内庁調達改善推進委員会」を設置する。構成は以下のとおり。

委員長　皇室経済主管

委　員　長官官房主計課長

長官官房用度課長

管理部管理課長

⑵　宮内庁調達改善推進委員会の役割

①　調達改善計画の策定

②　調達改善計画の自己評価

⑶　外部有識者の活用方法

当庁の契約内容に精通する宮内庁契約監視委員会委員長に，調達改善計画の策定及び自己評価の実施の際に意見を求める。

⑷　内部監査等の活用

内部監査の事後検証及び会計実地検査における検査結果や意見等を調達改善計画の見直しに活用する。

以　上

別紙1

重点的な取組、共通的な取組

令和3年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 （原則、定量的に記載）	目標達成予定時期
○	○	一者応札の改善	他府省の類似入札における入札者等を調査し，事業者へ積極的に入札案内を行う。	競争性の向上	A	H28	入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書受領者が1者の場合，新たな入札案内を積極的に行う。	継続
			公告日から入札参加書類提出日までの期間を，開庁日12日間以上とする。	事業者への配慮	B	H25	すべての一般競争入札に適用する。	継続
			一者応札継続案件について，競争入札方式の変更及び公募への移行を検討する。	透明性・公正性の確保	A	R2	受注可能事業者が1者と想定される場合は，公募を実施した上でそれを確認する。	継続
○		指名競争入札の改善	受注能力を把握した上で指名候補事業者の選定を行う。	競争性の向上	A	H31	すべての指名競争入札に適用する。	継続
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札となった案件について一覧表を作成し，個別案件の要因検討に資する。	透明性・公正性の確保	A	R2	事業者へのヒアリングや調達案件の特殊性等を調査した上で要因分析を行い，一覧表を作成して庁内で共有することにより対応策の検討を図る。	継続
	○	電力調達，ガス調達の改善	地方支分部局等において，競争に付すことが可能なものは，競争契約への移行を進める。	競争性の向上	A	R2	競争性のある契約に移行可能な案件については，その取組を推進する。	継続
	○		次回電力調達時に向け，供給電気量に占める再生可能エネルギー比率が30%である電力の調達に向けた取組みを行う。	競争性の向上	A	R3	環境に配慮した調達仕様及び経済性を考慮した対応に向け善処する。	継続
	○		旧供給区域の垣根を超えた電力の調達に取組む。	競争性の向上 透明性・公正性の確保	A	R3	関東及び関西区域における電力調達の仕様を検証し，適宜取組みに努める。	継続

別紙2

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
発注予定情報を当庁ホームページに掲載，四半期ごとに掲載内容を更新して事業者へ積極的に案内を行う。	継続
オープンカウンター方式の更なる拡充	継続